

H 2 6 年度鹿部町水道事業水質検査計画

1. 基本方針

鹿部町水道事業は、皆様に供給する水が末端給水栓において水道水質基準に適合し安全であるかを確認するため、定期に行う水質検査について水質検査計画を策定し、それに基づいて計画的に水質検査を実施いたします。

2. 水道事業の概要

(1) 水道事業体名	鹿部町水道事業
(2) 給水人口	4,352 人 (平成 2 4 年度末)
(3) 普及率	99.75% (平成 2 4 年度末)
(4) 年間総配水量	866,738m ³ (平成 2 4 年度末)
(5) 水源種別	表流水 (河川水)
(6) 浄水場の名称	鹿部町浄水場
(7) 浄水処理方法	緩速ろ過と滅菌

3. 水源の状況並びに原水及び浄水の水質状況

水源は、鹿部川の表流水で、現在までの水質は良好であり、周囲にも汚染源になりうる工場、鉱山などは無く安全な状態です。浄水については、水質基準値をすべて満たしており安全でおいしい水であるといえます。

4. 採水地点

浄水

町内にある各公共施設の給水栓から毎月一箇所を選び採水する。

原水

水源地 (鹿部川上流)

5. 水質検査項目と検査頻度

① 1 日 1 回以上行う、色・濁り・残留塩素に関する検査

鹿部町では、濁度及び残留塩素については自動測定されており、色度は目視により確認しています。

② 水質基準に関する検査

浄水水質検査は毎月実施しますが、検査頻度を別表「平成 2 6 年度水質検査実施計画」のとおり実施します。

原水水質検査は年1回実施し、別表の21番～30番の消毒副生成物10項目を除いた40項目及び、クリプトスポリジウム指標菌検査を年4回及びクリプトスポリジウム（原虫検査）を年1回実施します。

6. 臨時の水質検査について

臨時の水質検査は次のような場合に行います。

- ① 水源の水質が著しく悪化したとき。
- ② 水源に異常があったとき。
- ③ 水源付近、給水区域及びその周辺において消化器系感染症が流行しているとき。
- ④ 浄水過程に異常があったとき。
- ⑤ 水道施設が著しく汚染されたおそれがあるとき。
- ⑥ その他、特に必要があると認められるとき。

7. 水質検査の方法

- ① 1日1回以上行う、色・濁り・残留塩素に関する検査については、建設水道課水道係の職員が実施します。（色・濁りについては機械による自動測定も実施する）
- ② 定期及び臨時の水質検査については、水道法第20条の厚生労働大臣登録検査機関において検査いたします。
平成25年度は株式会社環境科学研究所に委託しております。

8. 水質検査計画及び検査結果の公表

水質検査計画は町民に公表し、内容についてご意見を参考にさせていただきながら、毎年わかりやすい計画書を作成してまいります。

公表の方法は、インターネットのホームページ上に掲載します。また、定期、臨時の水質検査の結果についても公表します。

平成26年度浄水水質検査計画表

○印は浄水 ●印は原水

鹿 部 町

水質検査項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	備 考	規定基準値	24年度測定値	23年度測定値	22年度測定値
1 一般細菌	○	○	○	●	○	○	○	○	○	○	○	○	規定により、省略不可項目のため毎月の実施とする。	100個/mL以下	0	0	0
2 大腸菌	○	○	○	●	○	○	○	○	○	○	○	○		検出されないこと	不検出	不検出	不検出
3 カドミウム及びその化合物				●									水源上流に水又は汚染物質を排出する恐れのある施設がなく、水質が大きく変わる恐れが少ないと認められ、尚且つ過去3年間の検査結果が基準値の1/10以下のため、規定により検査回数を省略して3年に1回とする。その第4回目をH25年度に実施する。	0.01mg/L以下			
4 水銀及びその化合物				●										0.0005mg/L以下			
5 セレン及びその化合物				●										0.01mg/L以下			
6 鉛及びその化合物				●										0.01mg/L以下			
7 ヒ素及びその化合物				●										0.01mg/L以下			
8 六価クロム化合物				●									0.05mg/L以下				
9 シアン化物イオン及び塩化シアン			○	●		○			○			○	規定により、省略不可項目のため3月に1回の実施とする。	0.01mg/L以下	<0.001	<0.001	<0.001
10 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素				●									水源上流に水又は汚染物質を排出する恐れのある施設がなく、水質が大きく変わる恐れが少ないと認められ、尚かつ過去3年間の検査結果が基準値の1/10以下のため、規定により検査回数を省略して3年に1回とする。その第4回目をH25年度に実施する。	10mg/L以下			
11 フッ素及びその化合物				●										0.8mg/L以下			
12 ホウ素及びその化合物				●										1.0mg/L以下			
13 四塩化炭素				●										0.002mg/L以下			
14 1,4-ジオキサン				●										0.05mg/L以下			
15 シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン				●									過去の検査結果が基準値の1/2を超えたことがなく、過去3年間の検査結果も1/10以下であることから、検査を行う必要がないと判断できるので、規定により回数を省略して3年に1回とする。その第4回目をH25年度に実施する。	0.04mg/L以下			
16 ジクロロメタン				●										0.02mg/L以下			
17 テトラクロロエチレン				●										0.01mg/L以下			
18 トリクロロエチレン				●										0.03mg/L以下			
19 ベンゼン				●										0.01mg/L以下			
20 塩素酸			○			○			○			○	規定で省略不可項目のため、定められている3月に1回の検査を実施する。	0.6mg/L以下	<0.060	0.07	<0.060
21 クロロ酢酸			○			○			○			○		0.02mg/L以下	<0.002	<0.002	<0.002
22 クロロホルム			○			○			○			○		0.06mg/L以下	0.0089	0.0139	0.0213
23 ジクロロ酢酸			○			○			○			○		0.04mg/L以下	0.002	0.004	0.003
24 ジブromクロロメタン			○			○			○			○		0.1mg/L以下	0.0016	0.0012	0.0021
25 臭素酸			○			○			○			○		0.01mg/L以下	<0.001	<0.001	<0.001
26 総トリハロメタン(クロロホルム、ジブromクロロメタン、ブromジクロロメタン及びブromホルムのそれぞれの濃度の総和)			○			○			○			○		0.1mg/L以下	0.0155	0.0202	0.0324
27 トリクロロ酢酸			○			○			○			○		0.2mg/L以下	0.003	0.008	<0.002
28 ブromジクロロメタン			○			○			○			○		0.03mg/L以下	0.0051	0.0051	0.009
29 ブromホルム			○			○			○			○		0.09mg/L以下	<0.0001	<0.0001	<0.0001
30 ホルムアルデヒド			○			○			○			○	0.08mg/L以下	<0.008	<0.008	<0.008	
31 亜鉛及びその化合物				●									過去の検査結果が基準値の1/2を超えたことがなく、過去3年間の検査結果も1/10以下であることから、検査を行う必要がないと判断できるので、規定により回数を省略して3年に1回とする。その第4回目をH25年度に実施する。	1.0mg/L以下			
32 アルミニウム及びその化合物				●										0.2mg/L以下			
33 鉄及びその化合物				●										0.3mg/L以下			
34 銅及びその化合物				●										1.0mg/L以下			
35 ナトリウム及びその化合物				●									過去の検査結果が基準値の1/2を超えたことがなく、過去3年間の検査結果も1/5以下であること、さらに水源及びその周辺の状況を勘案しても、急激な変化がうかがえないので、検査を省略できると判断し、規定により回数を省略し年に1回とする。	200mg/L以下	5.12	4.28	5.12
36 マンガン及びその化合物				●									過去の検査結果が基準値の1/2を超えたことがなく、過去3年間の検査結果も1/10以下であることから、検査を行う必要がないと判断できるので、規定により回数を省略して3年に1回とする。その第4回目をH25年度に実施する。	0.05mg/L以下			
37 塩化物イオン	○	○	○	●	○	○	○	○	○	○	○	○	自動連続測定・記録を行ってれば省略可能であるが、設備がないので、規定とおり毎月検査を実施する。	200mg/L以下	7.6	5.5	5.6
38 カルシウム、マグネシウム等(硬度)				●									過去の検査結果が基準値の1/2を超えたことがなく、過去3年間の検査結果も1/10以下であること、さらに水源及びその周辺の状況を勘案しても、急激な変化がうかがえないので、検査を行う必要がないと判断できる。規定により回数を省略して3年に1回とする。その第4回目をH25年度に実施する。	300mg/L以下			

39	蒸発残留物			○	●															過去の検査結果が基準値の1/2を超えたことがなく、過去3年間の検査結果も1/5以下であること、さらに水源及びその周辺の状況を勘案しても、急激な変化がうかがえないので、検査を省略できると判断し。規定により回数を省略し年に1回とする。	500mg/L以下	89	57	79
40	陰イオン界面活性剤				●															過去の検査結果が基準値の1/2を超えたことがなく、過去3年間の検査結果も1/10以下であること、さらに水源及びその周辺の状況を勘案しても、急激な変化がうかがえないので、検査を行う必要がないと判断できる。規定により回数を省略し3年に1回とする。その第4回目をH25年度に実施する。	0.2mg/L以下			
41	ジオスミン				●				○											過去の検査結果が基準値の1/2を超えたことがなく、原水並びに水源及びその周辺の状況を勘案しても、急激な変化がうかがえないので、検査を行う必要がないことが明らかであることが認められるので、回数を省略し年に1回とする。	0.00001mg/L以下	<0.000001	<0.000001	<0.000001
42	2-メチルイソボルネオール				●				○										0.00001mg/L以下		<0.000001	<0.000001	<0.000001	
43	非イオン界面活性剤				●															過去の検査結果が基準値の1/2を超えたことがなく、過去3年間の検査結果も1/10以下であること、さらに水源及びその周辺の状況を勘案しても、急激な変化がうかがえないので、検査を行う必要がないと判断できる。規定により回数を省略し3年に1回とする。その第4回目をH25年度に実施する。	0.02mg/L以下			
44	フェノール類				●																0.005mg/L以下			
45	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	○	○	○	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	自動連続測定・記録を行っていれば省略可能であるが、設備がないので、規定とおり毎月検査を実施する。	3mg/L以下	0.7	0.9	0.7
46	pH値			○	●			○			○									自動連続測定・記録を行っているため、規定により検査回数を省略して3月に1回とする。	5.8以上8.6以下	7.3	7.0	7.0
47	味	○	○	○	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	自動連続測定・記録を行っていれば省略可能であるが、設備がないので、規定とおり毎月検査を実施する。	異常でないこと	異常なし	異常なし	異常なし
48	臭気	○	○	○	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	異常でないこと		異常なし	異常なし	異常なし	
49	色度	○	○	○	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	5度以下		1.3	1.3	1.1	
50	濁度			○	●			○			○									自動連続測定・記録を行っているため、規定により検査回数を省略して3月に1回の検査を実施する。	2度以下	<0.1	<0.1	<0.1
51	亜硝酸態窒素			○	●			○			○									規定で省略不可項目のため、定められている3月に1回の検査を実施する。	0.04mg/L以下			
	合計	7	7	23	40	7	7	24	7	7	22	7	7	22										

<原水>

嫌気性芽胞菌 指標菌検査				●			●			●			●						
大腸菌(最確数法による定量試験)指標菌検査				●			●			●			●						
クリプトスポリジウム等(原虫検査)				●															

※ 採水場所は、給水区域内の給水栓より随時場所を変更し採取する。

※ 水質検査の委託先: 毎年見積合わせにより業者を決定し、実施する。

※ 臨時の水質検査は、定期検査を委託している業者へ別途依頼する。

※ 原水全項目検査は、上記の20番塩素酸から30番ホルムアルデヒドまでを除く39項目を6月に実施する。

浄水水質検査計画表の検査省略基準

新水質基準		省略可否	規定基準値	検査頻度	検査回数の減	
1	一般細菌	100個/mL以下	×	100個/mL以下	おおむね月1回以上	不可
2	大腸菌	検出されないこと	×	検出されないこと	おおむね月1回以上	不可
3	カドミウム及びその化合物	0.01mg/L以下	○	0.01mg/L以下	おおむね3月に1回以上	年1回又は3年に1回
4	水銀及びその化合物	0.0005mg/L以下	○	0.0005mg/L以下	〃	〃
5	セレン及びその化合物	0.01mg/L以下	○	0.01mg/L以下	〃	〃
6	鉛及びその化合物	0.01mg/L以下	○	0.01mg/L以下	〃	〃
7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/L以下	○	0.01mg/L以下	〃	〃
8	六価クロム化合物	0.05mg/L以下	○	0.05mg/L以下	〃	〃
9	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/L以下	×	0.01mg/L以下	〃	不可
10	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L以下	○	10mg/L以下	〃	年1回又は3年に1回
11	フッ素及びその化合物	0.8mg/L以下	○	0.8mg/L以下	〃	〃
12	ホウ素及びその化合物	1.0mg/L以下	○	1.0mg/L以下	〃	〃
13	四塩化炭素	0.002mg/L以下	○	0.002mg/L以下	〃	〃
14	1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下	○	0.05mg/L以下	〃	〃
15	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	○	0.04mg/L以下	〃	〃
16	ジクロロメタン	0.02mg/L以下	○	0.02mg/L以下	〃	〃
17	テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下	○	0.01mg/L以下	〃	〃
18	トリクロロエチレン	0.03mg/L以下	○	0.03mg/L以下	〃	〃
19	ベンゼン	0.01mg/L以下	○	0.01mg/L以下	〃	〃
20	塩素酸	0.6mg/L以下	×	0.6mg/L以下	おおむね3月に1回以上	不可
21	クロロ酢酸	0.02mg/L以下	×	0.02mg/L以下	〃	不可
22	クロロホルム	0.06mg/L以下	×	0.06mg/L以下	〃	〃
23	ジクロロ酢酸	0.04mg/L以下	×	0.04mg/L以下	〃	〃
24	ジブromokロロメタン	0.1mg/L以下	×	0.1mg/L以下	〃	〃
25	臭素酸	0.01mg/L以下	×	0.01mg/L以下	〃	〃
26	総トリハロメタン(クロロホルム,ジブromokロロメタン,ブromokジクロロメタン及びブromokホルムのそれぞれの濃度の総和)	0.1mg/L以下	×	0.1mg/L以下	〃	〃
27	トリクロロ酢酸	0.2mg/L以下	×	0.2mg/L以下	〃	〃
28	ブromokジクロロメタン	0.03mg/L以下	×	0.03mg/L以下	〃	〃
29	ブromokホルム	0.09mg/L以下	×	0.09mg/L以下	〃	〃
30	ホルムアルデヒド	0.08mg/L以下	×	0.08mg/L以下	〃	〃
31	亜鉛及びその化合物	1.0mg/L以下	○	1.0mg/L以下	〃	年1回又は3年に1回
32	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/L以下	○	0.2mg/L以下	〃	〃
33	鉄及びその化合物	0.3mg/L以下	○	0.3mg/L以下	〃	〃
34	銅及びその化合物	1.0mg/L以下	○	1.0mg/L以下	〃	〃
35	ナトリウム及びその化合物	200mg/L以下	○	200mg/L以下	〃	〃
36	マンガン及びその化合物	0.05mg/L以下	○	0.05mg/L以下	〃	〃
37	塩化物イオン	200mg/L以下	×	200mg/L以下	おおむね月1回以上	おおむね3月に1回以上
38	カルシウム,マグネシウム等(硬度)	300mg/L以下	○	300mg/L以下	おおむね3月に1回以上	年1回又は3年に1回
39	蒸発残留物	500mg/L以下	○	500mg/L以下	〃	〃
40	陰イオン界面活性剤	0.2mg/L以下	○	0.2mg/L以下	〃	〃
41	ジオスミン	0.00001mg/L以下	○	0.00001mg/L以下	〃	不可
42	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/L以下	○	0.00001mg/L以下	〃	〃
43	非イオン界面活性剤	0.02mg/L以下	○	0.02mg/L以下	おおむね3月に1回以上	年1回又は3年に1回
44	フェノール類	0.005mg/L以下	○	0.005mg/L以下	〃	〃
45	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	5mg/L以下	×	5mg/L以下	おおむね月1回以上	おおむね3月に1回以上
46	pH値	5.8以上8.6以下	×	5.8以上8.6以下	〃	〃
47	味	異常でないこと	×	異常でないこと	〃	〃
48	臭気	異常でないこと	×	異常でないこと	〃	〃
49	色度	5度以下	×	5度以下	〃	〃
50	濁度	2度以下	×	2度以下	〃	〃
51	亜硝酸態窒素	0.04mg/L以下	×	0.04mg/L以下	おおむね3月に1回以上	不可

毎月検査項目	7項目
自動連続測定・記録している場合及び省略不可項目	15項目
期間限定項目	2項目
過去3年間における検査結果が基準値の5分の1以下	1項目
過去3年間における検査結果が基準値の10分の1以下	26項目